

○豊橋市資源化センター余熱利用施設条例

平成17年12月19日

条例第69号

改正 平成20年9月24日条例第59号

平成30年3月28日条例第8号

豊橋市資源化センター余熱利用施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市資源化センター余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 循環型社会に対する市民の理解と認識を深めるとともに、市民の健康増進及び交流に資するため、余熱利用施設を次の場所に置く。

豊橋市東七根町字宝地道10番地

(一部改正〔平成20年条例59号〕)

(指定管理者による管理)

第3条 余熱利用施設の管理は、法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 余熱利用施設の使用の承認に関する業務
- (2) 余熱利用施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(使用の承認等)

第5条 余熱利用施設を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その際別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 前条第2項の使用料は、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、余熱利用施設の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めたとき。
- (2) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 指定管理者が前条第2号の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。
- (2) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなったとき。

(特別の設備)

第11条 使用者は、余熱利用施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 使用者は、余熱利用施設の使用を終わったとき、又は第9条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、余熱利用施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに豊橋市個人情報保護条例（平成

17年豊橋市条例第1号)の定めるところに従い、適正に余熱利用施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

(公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

3 公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例(昭和39年豊橋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(19) 資源化センター余熱利用施設

附 則(平成20年9月24日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第8号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年6月1日から施行する。(後略)

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以前にこの条例(第4条、第5条、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第21条、第23条及び第27条から第29条までの規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の各条例の規定により平成30年6月1日以後の使用等について許可等を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 (略)

別表(第5条関係)

(一部改正〔平成30年条例8号〕)

使用区分		使用料	
		普通使用券 (1回)	回数使用券 (11枚つづり)
温水プール	大人	500円	5,000円
	小・中学生	200	2,000
	幼児	100	1,000
アスレチックジム	大人	300	3,000
	中学生	100	1,000
温浴施設	大人	500	5,000
	小・中学生	200	2,000
	幼児	100	1,000